

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定により届出のあった下記の店舗計画について、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から起算して 4 か月を経過する日までに仙台市長に意見書を提出することができます。

令和 8 年 4 月 15 日

仙台市長 郡 和子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

西多賀ショッピングプラザ
 仙台市太白区西多賀三丁目 1-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

みやぎ生活協同組合 代表理事 尾川 輝敏
 仙台市泉区八乙女四丁目 2 番地の 2

(3) 変更した事項

ア. 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)

氏名 (名称)	住所	代表者 (法人の場合)	備考
みやぎ生活協同組合	仙台市泉区八乙女四丁目 2 番地の 2	代表理事 大越 健治	

(変更後)

氏名 (名称)	住所	代表者 (法人の場合)	備考
みやぎ生活協同組合	仙台市泉区八乙女四丁目 2 番地の 2	代表理事 尾川 輝敏	R4. 6. 10 代表者変更

イ. 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

①

氏名 (名称)	住所	代表者 (法人の場合)	備考
みやぎ生活協同組合	仙台市泉区八乙女四丁目 2 番地の 2	代表理事 大越 健治	
有限会社 メアリ	仙台市青葉区愛子中央五 丁目 2-2	代表取締役 木村 起星	
有限会社 はな企画	仙台市太白区西多賀一丁 目 6-31	代表取締役 大宮 恵子	
萬 政七	仙台市太白区西多賀三丁 目 1-1		
三神峯はあとふる商店 会	仙台市太白区西多賀一丁 目 23 番 26 号 2 階	会長 佐藤 雅一	
株式会社 SAKASHITA	仙台市太白区西多賀 3-1- 1	代表取締役 坂下 秀明	

(変更後)

氏名 (名称)	住所	代表者 (法人の場合)	備考
① みやぎ生活協同組合	仙台市泉区八乙女四丁目 2番地の2	代表理事 尾川 輝敏	R4. 6. 10 代表者変更
有限会社 メアリ	仙台市青葉区愛子中央五 丁目2-2	代表取締役 木村 起星	
有限会社 はな企画	仙台市太白区西多賀一丁 目6-31	代表取締役 大宮 恵子	
萬 政七	仙台市太白区西多賀三丁 目1-1		
三神峯はあとふる商店 会	仙台市太白区西多賀一丁 目23番26号2階	会長 佐藤 雅一	
株式会社 SAKASHITA	仙台市太白区西多賀3-1- 1	代表取締役 坂下 秀明	

(4) 変更の年月日

(3)ア 令和4年6月10日

(3)イ① 令和4年6月10日

(5) 変更する理由

(3)ア 理事会議決による代表者の変更

(3)イ① 理事会議決による代表者の変更

2 届出年月日 令和8年4月13日

3 縦覧場所

仙台市青葉区国分町3-6-1

仙台市経済局産業政策部商業・人材支援課

4 縦覧期間

令和8年4月15日から令和8年8月15日まで

(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

5 注意事項

意見書には、(1)意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地)、(2)意見の内容、(3)意見を提出する者が私人である場合には氏名及び住所の公表の意思の有無を記載してください。提出された意見の内容は、原則として仙台市公報で公告され、縦覧に付されます。